

学校いじめ防止基本方針

大阪府立千里青雲高等学校
平成 26 年 1 月 30 日 制定
平成 30 年 7 月 19 日 改訂
令和 2 年 7 月 16 日 改訂

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「互いに違いを認め合い、互いの人権を尊重し、ともに学び、ともに生きる」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

3 いじめ対策のための組織

(1) 組織

「人権教育推進委員会」が核となり、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開く。

いじめであるか否かの判断は「いじめ対策委員会」が行う。

特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応する。

(2) 構成員

「いじめ対策委員会」 人権教育推進委員長に加え担任等関係する教職員

[「人権教育推進委員会」校長・教頭・人権教育推進委員長・各学年から担任、副担任一名ずつ]

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの早期発見と対応

エ 教職員対象の校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

千里青雲高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 宿泊学習（コミュニケーション 能力の育成）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 遠足（仲間作り）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 遠足（仲間作り）	人権教育推進委員会 （年間計画の確認）
5月				
6月	体育祭 （応援団活動等を通じて学年 を超えた仲間作り） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	体育祭 （応援団活動等を通じて学年 を超えた仲間作り） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	体育祭 （応援団活動等を通じて学年 を超えた仲間作り） 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	
7月				
8月				

9月	文化祭 クラスでの 音楽祭 仲間作り	文化祭 クラスでの 音楽祭 仲間作り	文化祭 クラスでの 音楽祭 仲間作り	
10月	「いじめに関するアンケート 調査」実施	「いじめに関するアンケート 調査」実施	「いじめに関するアンケート 調査」実施	
11月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	
12月	アンケート「安全で安心な学校 を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校 を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校 を過ごすために」実施	アンケート回収箱設置
1月				
2月				
3月				人権教育推進委員会 (年間の取組みの検証)

人権教育推進委員会は、年度末に、いじめ防止の取組みが計画どおりに進んだか、いじめにどう対応したかのとりまとめ、対処がうまくいかなかったケースの検証、必要があれば学校基本方針や計画の見直しなどを関係各所と連携をとりながら行う。

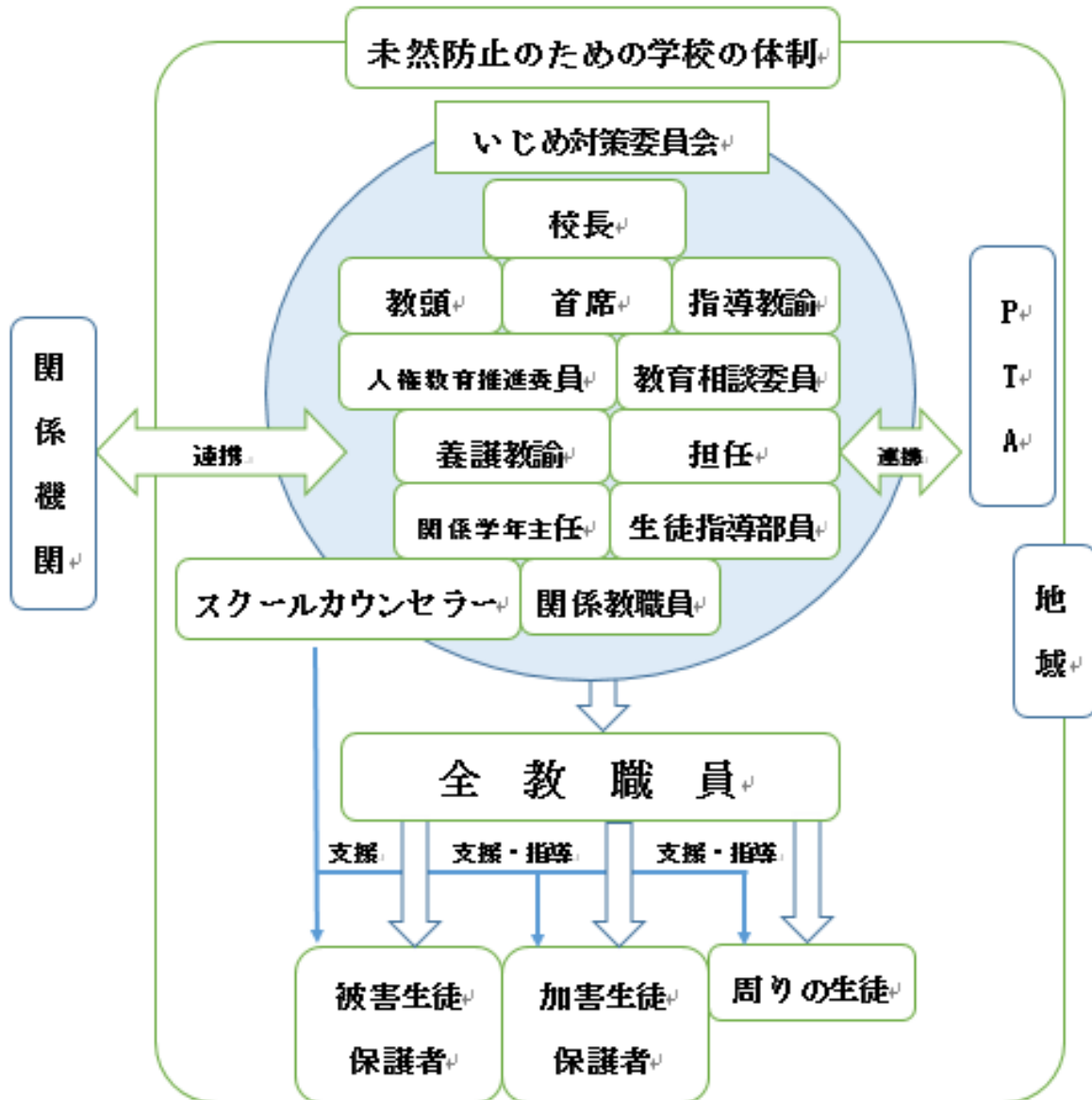
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む活動を各教科、特別活動（体育祭等の行事）、ホームルーム活動、クラブ活動、委員会活動等のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築く（生徒の人権感覚を育む）ためには、まず教職員が人権意識を高める必要がある。教職員対象の人権研修を実施し、教職員が、生徒の言動に注意を払い、生徒の変化をキャッチすることのできるアンテナを持つことができるよう支援していく必要がある。

[体制] いじめの未然防止のためには全教職員がこれに当たる



2 いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して研修を実施し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。また、生徒の変化をキャッチした際には早急に関係職員と連携して対応できるようにする。

また、生徒に対しては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知（生徒・保護者対象）などにより、生徒・保護者がいじめ被害等を訴えやすい体制を整えることも必要である。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。「コミュニケーション力」とは、相手と顔をつきあわせながら、相手の話をしっかり聞き、そして自分の思いを相手に伝えることのできる力である。

そのために、授業、ホームルーム活動、文化祭等の行事、クラブ等課外活動などあらゆる場面で、生徒同士あるいは生徒と教師が話をする時間をできるだけ作るよう努める。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめに対応するために、生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実が必要である。情報科と連携して「インターネットリテラシー（インターネットの怖さ）」を学ぶ授業を実施する。

(4) 「いじめはダメだ」と知識や情報として頭では理解していても、自分の感情が抑えられない生徒は、自分の中に不安を抱えていて、自己肯定感が希薄な場合が多い。

相手の存在や尊厳を認めることのできる生徒は、自分自身が他者から認められていたり、認められた体験を持っている生徒である。自己肯定感を育てるためには、まず学校においては、生徒が多く活動場面を持つ環境を整える必要がある。例えばクラス活動だけでなく、クラブや生徒会活動、あるいはボランティア活動などの積極的に参加するよう勧める。

また、保護者と連絡を取り合い、家庭での様子の把握に努める。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにし、教職員が積極的に生徒の

情報交換を行い、情報を共有することが必要である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 年度当初に相談窓口・相談体制について周知徹底する。実態把握の方法として、定期的にアンケートを行う。また、定期的に教育相談の機会を設定することを周知する。
もちろん、教職員は授業などの場面で生徒が示す危険信号を見逃さないよう心がける。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため保護者懇談を定期的実施する。
- (3) いじめに関して生徒、その保護者、教職員が、相談できる体制を整える。人権教育推進委員会、教育相談委員会、生活指導部、保健室などの組織だけではなく、何より大切なのは、日常的に生徒についての情報を交換していることである。情報交換できる職場の雰囲気と時間作りに努める。
- (4) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、十二分に配慮する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止のために大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人では抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等及び管理職に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有する。その後は、当

該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。